

# 令和2年度 総務部事業計画

## 1. 基本方針

改正司法書士法が昨年6月12日に公布され、施行間近となった。この改正でこれまでの目的規定が廃止されて使命規定が新設され、司法書士の業務が法律事務であることが明記される。我々司法書士は、使命規定が創設された経緯と意義を強く自覚し、職責を果たすことが必要となる。会員が法律事務の専門家として、流動化・多様化する社会的課題に取り組み、業務範囲の拡大、活動範囲の広域化に対応するために必要な情報を提供し、執務レベルの向上のために尽力する。また、様々な公益的活動を会員が積極的に行えるよう、サポートしていく。

- (1) 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行され、長期にわたり相続登記が未了となっている土地について相続登記を促す制度が導入されたことに続き、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立したことにより、今後も司法書士の知見と経験を活用することが期待されている。会員による相続人探索の成果を、1筆でも多くの相続登記につなげ、所有者不明土地の円滑・適正な利用という社会的要請に応えられるよう、法務局と連携して相談、受任体制を整える。
- (2) 司法書士法改正による会則その他関連諸規定の整備を行い、会員の執務が円滑に行われるよう支援する。とりわけ、懲戒権者が法務局又は地方法務局長から法務大臣に改められるとともに、被処分者の防御の機会が保証されること、また、処分に係る除斥期間が設けられ、手続開始の期限が明確となることを受け、会においても一連の懲戒処分手続において適正・迅速な手続が行われるように努める。

## 2. 事業項目

- (1) 司法書士法改正への対応
- (2) 相続登記未了土地問題への対応
- (3) オンライン登記申請の推進
- (4) 司法書士業務に関する情報提供

- (5) 財産管理業務等への対応
- (6) 家事事件における司法書士関与の推進
- (7) 会事業及び公益的活動への参画推進
- (8) 綱紀事案に対する会組織の機能強化への対応
- (9) 司法書士総合相談センター茨城、茨城司法書士会調停センター事業の推進
- (10) 公共嘱託登記司法書士協会との連携強化
- (11) 非司法書士への対応
- (12) 苦情申立等への対応
- (13) 会館の維持管理、修繕
- (14) その他総務部に属する事業